

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年8月19日(2021.8.19)

【公表番号】特表2019-515711(P2019-515711A)

【公表日】令和1年6月13日(2019.6.13)

【年通号数】公開・登録公報2019-022

【出願番号】特願2018-550418(P2018-550418)

【国際特許分類】

A 61 B 17/135 (2006.01)

【F I】

A 61 B 17/135

【誤訳訂正書】

【提出日】令和3年7月2日(2021.7.2)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0045

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0045】

開示されたバンドは従来の解決策に対して幾多の利点を有する。腕へのバンドの取り付けと、部位へのバブルの最終的な位置決めとは別のことである。スライド可能なバブルアセンブリは最大効果でバブルの高精度な位置決めを可能とする。バブルは典型的には従来技術のデバイスより小さく、圧力のピンポイントでの集中が可能とする。膨張したバブルにより印加される圧力は図2Aの矢印158で示されるような軸方向からずれて、動脈を直接的に患者の骨に押圧する。これは、単に、骨に対して垂直でないかもしれない方向に動脈を押圧するのではない。(その場合にはより非効果的となるであろう。)本開示によれば、圧力が印加される角度は変更されうる。部位を透視する表面の個数は従来の解決策に比べて低減される。収縮時に、バブルは自分自身の中へ後退し、皮膚に対して凹部を形成し、これにより、バブルが当該皮膚と非接触状態に保たれる。従来のデバイスと異なり、バンドとバブルの位置は、バブルの膨張時にほとんど回転しない。本デバイスは、患者の手首に対して、側部から手首にバンドを滑り込ませることにより容易に装着され、次いで、ストラップが取り付けられて、締め付けられることにより、当該バンドを患者に固定することができる。患者の手首は、バンドを装着するために持ち上げられる必要はない。従来のデバイスは、ほとんど止血帯のように作用して、患者の手首全体を締め付けがちであったが、本デバイスのバンドの比較的剛性の材料はその代わりに、ヒンジのように動作する。これにより、手首全体に圧力が印加されるのでなく、バブルによって必要とされる箇所に特定の圧力印加を可能とする。これは、橈骨バンドが利用できないときになされるような、医療関係者の指により印加される圧力を模擬する。以上に説明した構成のバブルは好適には10 psi (pounds per square inch) にまで膨張可能であり、これは充分以上である。上述した膨張媒体は空気であるが、バブルを膨張させるために、流体または他の気体を用いてもよい。バブルには低速漏れ機能を持たせることができる。これにより、バブルは、介入なくして自分自身で時間とともにゆっくりと収縮し、その結果、止血を可能とする十分な時間の経過後に、バブル圧力が解放される。バブルの皮膚接触面には、当該機能を支援するための薬剤または他の物質を付与することができる。